

国民の皆様の声・集計報告票

平成23年9月1日～9月30日受付分

部局(課室)名	食品安全部
照会先	企画情報課 総務係長 谷口 哲也(内線2450) 調整係長 中田 舞(内線2452) (直通 03-3595-2326)

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	74件	1件	0件	0件	75件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	61件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	9件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	食品の放射性物質の規制値(暫定規制値)について意見を述べたい。(暫定規制値を厳しくすべき、緩くすべき)	①	貴重なご意見として承りました。 なお、食品安全委員会において、放射性物質の食品健康影響評価を行い、その審議結果(案)についてパブリックコメントを実施、多数のご意見が寄せられ集計中である旨ご説明いたしました。
2	食品中の放射性物質について、暫定規制値以下であっても含まれる放射性物質の濃度の表示をお願いしたい。(消費者が選択できる情報が必要)	①	食品の表示事項については、消費者庁へご意見をお寄せいただきたい旨ご説明いたしました。
3	策定を検討している生食用食肉の規格基準の内容について教えてもらいたい。	①	成分規格、加工基準、調理基準等を規定する予定にしており、加工基準では表面から1cm以上の深さを60℃で2分間以上加熱する案としている旨ご説明いたしました。
4	生食用の牛レバーの取扱いはどのようになるのか。	①	レバー中部の腸管出血性大腸菌の汚染状況に関する知見が不足していることから、調査を実施した後、年内を目途に検討を行う予定である旨ご説明いたしました。
5	10月1日に施行される生食用食肉の規格基準は厳しすぎる。	①	生食用食肉の安全性については、平成10年に示した衛生基準(平成10年9月11日生衛発第1358号)により、都道府県等を通じて適切な衛生管理を指導してきましたが、衛生基準に強制力がなく、十分に遵守されていなかった中で、本年4月に飲食チェーン店での食中毒事件が発生し、4名の方が亡くなられ、重症者も多数出たところ。このため、このような痛ましい事件が二度と生じることのないよう、食品衛生法に基づく強制力のある規格基準を策定し、10月1日から適用することになりました。 今回の基準については、薬事・食品衛生審議会の下の部会等で議論を重ね、食品安全委員会の科学的評価を受けて設定したものであり、妥当なものと考えている旨ご説明いたしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。